

第42号議案 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

本年10月から、収入や第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を無償化するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和5年10月1日から施行する。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月13日 条例第11号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和5年 月 日第 号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （費用の額の決定等）</p> <p>第4条 前条第1項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 <u>特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合における保育の実施その他規則で定める保育等（以下「保育の実施等」という。）に係る満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）の前条第1項及び同条第4項の費用は、前項及び第7項の規定にかかわらず、最年長者である特定被監護者等を除き、零とする。</u></p>	<p>○大田区保育の必要性の認定等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月13日 条例第11号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （費用の額の決定等）</p> <p>第4条 前条第1項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。</p> <p>2 <u>負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施その他規則で定める保育等（以下「保育の実施等」という。）に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、前項及び第8項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p>

新	旧
<p><u>(削る)</u></p> <p>3 ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他規則で定める世帯をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯であるときは、<u>前2項及び第7項</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち、最年長者である満3歳未満保育認定子ども 第1項又は<u>第7項</u>の額に100分の40を乗じて得た額</p>	<p>(1) <u>負担額算定基準子どものうち、2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）</u> 前項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>負担額算定基準子どものうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども 零</u></p> <p>3 <u>特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯であるときは、前2項及び第8項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>特定被監護者等のうち、2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第1項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>特定被監護者等のうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども 零</u></p> <p>4 ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他規則で定める世帯をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯であるときは、<u>前3項及び第8項</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち、最年長者である満3歳未満保育認定子ども 第1項又は<u>第8項</u>の額に100分の40を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>(2) 特定被監護者等のうち、最年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども零</p> <p><u>4</u> 前条第2項及び第3項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める額とする。</p> <p><u>5</u> 前各項の費用の額(月額により定めたものに限る。)は、月の初日現在における保育の実施等に係る児童(月の初日現在において保育の実施等がされ、月の途中で保育の実施等を解除されたものを含む。)について当月分全額とする。</p> <p><u>6</u> 区長は、第1項から<u>第4項</u>までの規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p><u>7</u> 前条第4項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額を限度として別に定める。</p> <p><u>8</u> <u>第5項及び第6項</u>の規定は、認定こども園又は家庭的保育事業等により保育を受ける場合に準用する。</p> <p>第5条から第8条まで (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 特定被監護者等のうち、最年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども零</p> <p><u>5</u> 前条第2項及び第3項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める額とする。</p> <p><u>6</u> 前各項の費用の額(月額により定めたものに限る。)は、月の初日現在における保育の実施等に係る児童(月の初日現在において保育の実施等がされ、月の途中で保育の実施等を解除されたものを含む。)について当月分全額とする。</p> <p><u>7</u> 区長は、第1項から<u>第5項</u>までの規定により徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p><u>8</u> 前条第4項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額を限度として別に定める。</p> <p><u>9</u> <u>第6項及び第7項</u>の規定は、認定こども園又は家庭的保育事業等により保育を受ける場合に準用する。</p> <p>第5条から第8条まで (略)</p> <p>別表 (略)</p>